

# 平素の心得編



# I 学校における平素の準備

## 1 学校における防災計画の策定

### (1) 防災計画とは

防災計画とは、地震、火災、風水害等の災害に備え、各学校がそれぞれの災害の特質に応じた安全指導及び安全管理を講じ、災害を未然に防止する対策とともに万が一災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための適切な措置を講じておくための計画である。

なお、学校保健法第2条には、「学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」と規定されており、学校における防災計画は、この学校安全計画に位置付けられる。

### (2) 防災計画の内容

計画の内容としては、主として次のような項目が考えられる。ただし、阪神・淡路大震災を教訓として、従来の内容に加えて、「学校が避難所となった場合の対応」についても盛り込む必要がある。

- ア 防災組織に関すること。
  - ・ 防災組織体制（職員の役割分担を明確にする）
  - ・ 職員の参集計画（勤務時間外及び休日等の発災を想定した）
- イ 施設・設備等の安全点検に関すること。
  - ・ 点検の実施方法
  - ・ 点検場所及び責任者一覧
  - ・ 防災設備等の点検（消火器、救助袋、防火シャッター等）
  - ・ 避難路の点検
- ウ 防災教育（災害安全）に関すること。
  - ・ 防災（安全）教育年間指導計画
  - ・ 避難訓練指導計画
- エ 避難誘導に関すること。
  - ・ 避難経路及び避難場所
  - ・ 安否の確認及び報告
- オ 緊急連絡体制
  - ・ 職員への連絡
  - ・ 保護者への連絡
  - ・ 関係機関への通報・連絡

- カ 発災後の園児・児童生徒（以下「児童生徒等」）への対応
  - ・ 保護者への引き渡し
  - ・ 一時保護の在り方
- キ 学校が避難所となった場合の対応
  - ・ 施設開放の手順
  - ・ 教職員の支援体制

### (3) 防災計画立案上の留意点

#### ア 学校や地域の実態に即したものとする。

校舎の構造（木造か鉄筋か等）、児童生徒数、職員構成、その他立地条件等、学校により様々な条件の違いがあることから、自校や地域の実態を十分に踏まえて立案する。

#### イ 関係機関・団体等との連携を十分に図る。

大規模な地震等が発生した場合には、学校だけで児童生徒等の安全を確保することは難しい。したがって、PTAはもちろんのこと、市町村の災害対策本部、教育委員会、警察署、消防署等の関係機関や町内会、地域防災組織等との連携・協力のもとに学校の防災機能が発揮できるように立案する。

#### ウ 防災対策委員会を設置し、組織的に取り組むようにする。

防災計画の作成とその適切な運営を図るためにには、校長を委員長とする防災対策委員会を設置し、全職員が組織的に取り組むことが重要である。一部職員の参画による立案・検討であっては、実際に災害時に職員の理解の徹底が図られず、混乱が生じて組織は機能しない。

#### エ その他

平素から災害発生に伴う緊急事態に備えて、防災計画に定めた教職員の責任分担及び指導の具体的な内容について、研修や訓練を実施し、組織的かつ的確な防災活動ができるようにする。なお、計画の立案に当たっては、まず時間の経過とともに推移する災害現象をイメージし、どの時期に、どのような対策を実施することが必要となるかを明らかにした上で立案すると、より実践的な計画となる。

### (4) 防災体制の確立

地震等災害発生時における児童生徒等の生命・身体の安全を守るために、学校における防災体制を確立する必要がある。このためには、防災のための安全管理と安全指導の有機的関連を図りながら、組織活動を通じて学校における防災活動を効果的に展開することが大切である。

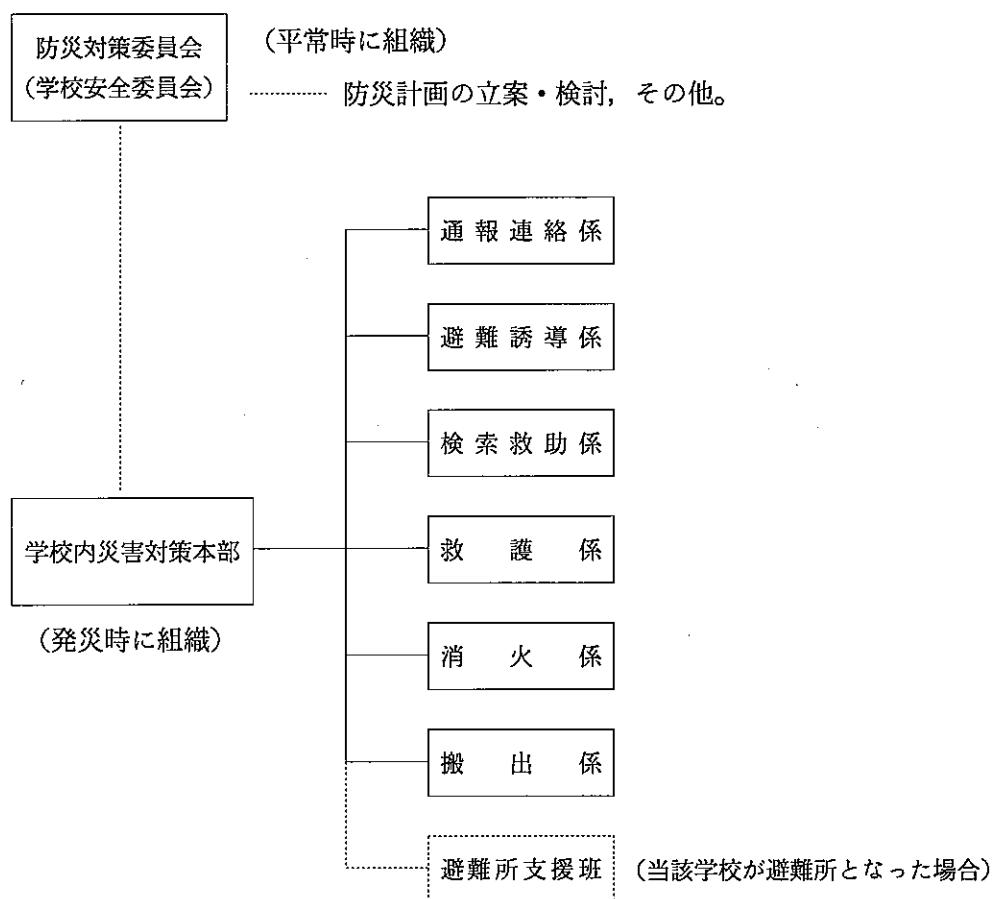
#### ア 教職員の心構え

災害時においては、児童生徒等の生命の安全確保をすべてに優先させ、安全のための防護、安全のための避難誘導に総力をあげなければならない。このため、平素から全職員が防災計画について

十分な共通理解を図るとともに、各自の任務分担に応じて対処できるようにしておくことが大切である。

また、突発的な災害発生に際して、いつでも対応できる体制を整えるとともに、職員の出張や休暇などの不在時にも対応できるような弾力性を持たせることも必要である。

#### イ 防災組織の例



(ア) **防災対策委員会** ……校（園）長、教頭、教務主任及び安全主任等により構成し、防災計画の立案、訓練の実施、指導・管理の監督など防災上の改善のため検討を加え、その万全を図る。

(イ) **学校内災害対策本部** ……校（園）長が本部長となり、各係を統括し、指導、指示、命令をして的確迅速な措置を行う。地震発生時の状況に応じた児童生徒等の安全確保の方針を決定するとともに、直ちに職員防災組織を編成する。なお、校（園）長が不在の場合は、教頭が本部長を代理する。

(ウ) **通報連絡係** ……本部の指示により、消防署への通報をはじめ、市町村災害対策本部や

警察署等への連絡を行う。また、児童生徒等の引き渡しの必要が生じた時には、保護者への連絡を行う。

- (エ) **避難誘導係** .....本部の指示により、各種災害に応じた適切な方法によって、児童生徒等を避難場所へ安全に誘導する。また、避難後直ちに人員点呼を行い、副本部長へ報告するとともに、児童生徒等の掌握に当たる。なお、不明者が生じた際には検索救助係と、また負傷者が生じた際には救護係と密接な連携を図る。
- (オ) **検索救助係** .....校舎内の残留児童生徒等の検索を行うとともに、逃げ遅れた児童生徒等の救助を行う。なお、負傷者の応急処置のために、救護係と密接な連携が必要である。
- (カ) **救護係** .....養護教諭を中心に組織し、負傷者の応急処置を行う。なお、必要に応じて医療機関との連携を図る。
- (キ) **消火係** .....火災が生じた場合には、直ちに初期消火に当たる。なお、平素から消防器具の管理及び使用方法等についても習熟しておく必要がある。
- (ク) **搬出係** .....本部長の指示により、校舎から「非常持出品」を搬出し、管理する。したがって、平素から災害時に備え、「非常持出品」を確認しておく必要がある。
- (ケ) **避難所支援班** .....在校している児童生徒等の安全の確保を図り、学校が避難所として安全に運営されるための措置を講じるとともに、避難所内の保健衛生に配慮する。また、ボランティアの受け入れ・コーディネートの他、外部からの援助を受け入れる。  
この他、避難住民のための水、食料その他救援物資の受け入れ・管理を行う。

※1 各係の業務が円滑に実施されるためには、無線機、ハンドマイク、応急医療器具、ヘルメット、バール等の器材等の他、校内配置図や配電図等も備えておくことが大切である。

※2 上記の防災組織体制は一例であり、各学校や地域の実情に応じて編成することが大切である。

また、災害時の状況に応じても柔軟に対応できるような配慮が必要である。

## 2 施設・設備の安全管理

### (1) 安全点検の種類

日常の安全管理の徹底は、安全指導とともに災害時における被害を最小限にとどめる手段として欠くことのできない重要なものである。特に、校舎及び付帯建造物の整備状況を把握することは、安全管理の基本となる。このため、校舎内外の施設・設備の保全状況を把握し、その安全点検を行うことが、学校保健法等にも義務付けられている。

なお、地震災害に関しては、避難経路の安全点検や緊急放送設備、防火用扉・消火器等の防災施設・設備の点検の他、ロッカー・本棚等の転倒防止策及びガラス飛散防止策なども重要である。

#### ア 定期の安全点検

定期の安全点検は、児童生徒等が日常的に使用する施設・設備及び防災に関する設備等について、毎学期1回以上点検日を設け、計画的・組織的に実施しなければならない。特に、児童生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、体育館、廊下、階段、昇降口、ベランダ、便所、手洗い場、足洗い場、給食室、屋上等については毎月点検日を設けて実施することが望ましい。

また、防災に関する点検としては上記施設の他、

- ・避難経路（廊下や非常口等に障害物が置かれていなか）
- ・緊急放送設備　・防火用扉　・救助袋　・消火器　等が考えられる。

#### イ 臨時の安全点検

臨時の安全点検は、必要があるときに行うもので、運動会（体育祭）、文化祭、展覧会等の学校行事の際や台風、地震などの災害時に必要に応じて点検項目を設定し、適切に実施する。

#### ウ 日常の安全点検

児童生徒等が、授業やその他の活動で数多く使用する施設設備や用具等については、毎回の使用時に点検を行い、安全を確かめて活動を行うようにする。なお、児童生徒等の安全に対する実践的な知識や態度を身に付けさせるためにも、日常の安全点検では、教師の指導の下に安全点検を行わせるようにすることも考慮する。

### (2) 安全点検の方法と留意点

安全点検の方法は、その対象や種類によって異なるが、定期的、月例的な安全点検は、学校の全職員によって組織的に行わなければならない。また、日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活の実態に即して行うようとする。

したがって、安全点検の実施計画の作成に当たっては、安全点検の対象別、種類別による安全点検

表及び項目ごとに、点検の観点や分担を明示した実施要領を作成し、全職員の共通理解を図って実施する必要がある。

なお、安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、不良箇所とその程度、事後措置の状況などを記録できるようにする。

※ 安全点検の対象箇所及び点検表については、資料編 P52～53を参照のこと。

#### ○ 具体的な点検方法

- ・目視による点検……ゆがみ、亀裂、磨耗、腐食、異物の有無等あらゆる角度から注視する。
- ・打音による点検……ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等をみる。
- ・振動による点検……ゆり動かすなどをして振動を加えてみる。
- ・負荷による点検……ぶらさがる、押す、引く、ねじるなどの負荷を加えてみる。
- ・作動による点検……実際に作動させ、正常に動くかをみる。
- ・試薬による点検……薬品を使用しての検査。(プールの水質検査等)

#### (3) 安全点検の事後措置

安全点検の結果、確認された施設・設備の危険箇所や予想される危険を速やかに措置をして、安全で円滑な教育活動が実施できるようにしなければならない。

ただし、修理等において、経費の問題や修理規模などにより学校の対応だけでは困難なものが生じた場合には、使用禁止や使用場所の変更等の措置を講じるとともに、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置が講じられるようにすることが大切である。

なお、事後措置をした時には、措置をした人、具体的な措置の方法、完了年月日などを安全点検表に明確に記録しておく必要がある。また、点検表に措置一覧表を付けておくと効果的である。

#### (4) 地震災害に備えた安全管理

##### ア 転倒・落下防止策 (※資料編 P54～55を参照)

- ・屋内の安全対策として、ロッカー、本棚等は不要物を排除したり、上部に軽量物を置き換えるなど再整理し、転倒防止のために固定する。
- ・靴箱、ピアノ、薬品収納棚、ストーブ等は転倒防止のために固定するとともに、特に危険な薬品については、薬品そのものの転倒防止策を講じる。
- ・テレビ、パソコン、額、掛け時計、植木鉢などは安全な場所に設置するようにするとともに落下防止のための措置を講じる。

##### イ ガラス飛散防止策

- ・屋内にいる時に発災した場合、死傷の原因となりやすいものとして、建物そのものの倒壊の他には、物品の転倒・落下によるものとガラスの飛散によるものが多い。

特に、窓ガラスや書棚等のガラスが割れて飛び交えば恐ろしい凶器となることから、飛散防止の施されたガラスの整備や既存のガラスへのシール工法による飛散防止策等を講じることも必要である。

### 3 防災教育の充実について

防災教育は、安全教育の一部をなすものであり、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時において自ら的確な判断の下に安全に行動できる態度や能力を養おうとするものである。そして、その指導は、学校における各教科、道徳、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて行うものである。

なお、防災教育の推進に当たっては、全教職員の共通理解のもとに、学校や地域の実態を十分に踏まえ、地震や火災等の災害の種別に応じ、より具体的な指導の展開が必要である。特に、災害の中でも地震は突然に起こることから、様々な場面を想定した指導により、児童生徒等がいかなる場合においても、的確な対処行動がとれるようにしておくことが大切である。また、阪神・淡路大震災の例からも明らかのように、学校における防災活動の内容には、家庭や地域と深く係わっているものが多いことからも、学校においては、日ごろから家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、児童生徒等に対する防災教育を推進することが大切である。

#### (1) 防災教育のねらい

防災教育は、前述のように安全教育の一部をなすものであることから、そのねらいも小学校、中学校「安全指導の手引」に示された「安全指導の目標」に準じて考えることができる。そこで、災害時における児童生徒等の安全を確保するためには、次のようなねらいが考えられるが、各学校段階や児童生徒等の発達段階に応じて重点的な防災教育を行う必要がある。

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。
- 3 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

なお、災害時における的確な判断と行動としては、災害時特有の集団心理によって生じる流言飛語などに惑わされず、落ち着いて、静かに、安全に行動することが大切である。また、阪神・淡路大震災では、多数の被災者がライフラインの途絶えた状況下で長期間の生活を強いられたことを考えると、いわゆる非常事態の下で生き抜くための知恵などを身に付けておくことも望まれる。

一方、災害時には、ボランティアの活動が社会機能の回復に重要な役割を果たし得るものであり、このことを踏まえ、発達段階にもよるが、防災教育の柱の一つとして、ボランティア教育に取り組むことも必要である。

## (2) 防災教育の重点

上記の防災教育のねらいを達成するために、重点を置いて指導すべき内容には、各地域に共通するものと地域の特性や実態に応じて指導するものと考えられる。特に、地震等の自然災害に関しては、地域の自然や歴史などと深く係る内容が多いので、各学校や地域の特性、実態を十分踏まえて防災教育の観点から重点を置くべき内容を検討する必要がある。

このような考え方方に立って検討した防災教育を効果的に推進するために、各学校において、児童生徒等の発達段階などに応じて、各教科、道徳、特別活動のそれぞれに応じた指導を行うとともに、それらの関連を図り、児童生徒等一人一人の災害に適切に対応する能力が確実に身に付けられるように配慮する必要がある。

また、学校や地域の実情を踏まえ、課外活動等においても指導の充実を図ることが考えられる。例えば、学校種別には、概ね以下の点に重点を置いて指導することが考えられる。

### 【幼稚園】

幼稚園では、日ごろから様々な機会をとらえて、安全に関する理解を深めるよう指導し、災害時には教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、火災など危険な状態を発見した時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに伝えることができるようとする。

### 〈領域での主な関連内容〉

領 域	教育要領の内容	取 扱 い の 一 例
○健 康	危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方	避難訓練などを通じて、災害時などの行動の仕方がわかるようにする。 また、生活の中で、安全に気を付けて行動ができるよう幼児期の発達の特性を十分に理解して日常的な指導を積み重ねる。

また、家庭及び地域の関係機関と連携した避難訓練や消防署、防災センター見学などを実施し、教職員や保護者が災害の危険について理解し、児童の安全確保、指示や行動の仕方を身に付ける。

### 【小学校】

- ① 小学校の低学年では、災害が発生した時に、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動ができるようとする。

〈特別活動における主な関連内容〉

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
○特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動 健康や安全に関すること</li> <li>・学校行事 健康安全・体育的行事</li> </ul>	<p>学級活動において、種々の災害の際の危険について、具体的な場面を取り上げる。</p> <p>また、学校行事の避難訓練において、災害に応じた行動の仕方を身に付け、安全に避難できるようにする。</p>

なお、教科等における関連内容としては、例えば「生活科」においては「安全な登下校」や「公共物の利用」などが考えられ、教科等の指導においても防災教育との関連を踏まえて行うことが大切である。

- ② 中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

〈特別活動における主な関連内容〉

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
○特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動 健康や安全に関すること</li> <li>・学校行事 健康安全・体育的行事</li> </ul>	<p>学級活動において、種々の災害の際の危険について、学校周辺や地域の特性や実態を踏まえて取り上げる。</p> <p>また、学校行事の避難訓練において、具体的な行動場面に潜む危険を考慮して、安全に行動できるようにする。</p>

中学年の教科等における主な関連内容としては、例えば「社会科」での「災害から人々の安全を守る体制とそこに従事している人々の工夫や努力」などは、代表的なものの一つと考えられる。

- ③ 高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようになるとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

〈特別活動における主な関連内容〉

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
○特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動 健康や安全に関すること</li> <li>・学校行事 健康安全・体育的行事 遠足・集団宿泊的行事</li> </ul>	<p>学級活動において、災害時に自分自身が安全に避難するとともに、下級生の安全に気を配ったり、大人への通報の仕方など、二次災害を防ぐ態度や行動の仕方について取り上げる。</p> <p>学校行事の避難訓練において、災害の種類・程度等に応じた安全な避難行動ができるとともに、通報など二次災害の防止等についても体験的に理解できるようにする。</p> <p>また、自然教室、キャンプ等の活動の際に野外炊事、火おこし、飲料水の確保、止血などの簡単な応急手当などを体験する機会を設けることも考えられる。</p>

高学年の教科等における主な関連内容としては、例えば「体育科」の「けがの防止」における指導も一つである。

### 【中学校】

中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようになるとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

#### 〈特別活動における主な関連内容〉

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
○特別活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・学級活動 健康や安全に関すること</li><li>・学校行事 健康・安全に関する行事</li></ul>	<p>学級活動において、災害からの安全などに関する題材を取り上げ、生徒自らの心身の健康状態についての理解と関心を深め、望ましい態度や習慣の形成を図る。</p> <p>健康・安全に関する行事の事後指導において、例えば災害から自他の安全を守ることの意義などについての指導が大切である。</p>

中学校での教科等における主な関連内容としては、例えば「理科」の「火山と地震」は代表的なものである。

### 【高等学校】

高等学校では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急処置の技能を身に付け、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにすることが求められる。

#### 〈特別活動における主な関連内容〉

領 域	学習指導要領の内容	取 扱 い の 一 例
○特別活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームルーム活動 健康や安全な生活態度や習慣の確立</li><li>・学校行事 健康安全・体育的行事 旅行・集団宿泊的行事</li></ul>	<p>ホームルーム活動において、生命の尊重を基盤にした、種々の災害時の安全などについて取り上げる。</p> <p>学校行事において、非常災害に備えての避難訓練の実施が考えられ、それにより自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適正な判断や能力を培う。</p>

高等学校での教科等における主な関連内容としては、例えば「地学1 A」での「地球の活動と災害」がある。

### 【盲・聾・養護学校】

盲・聾・養護学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における指導内容を参考にするとともに、児童生徒等の状態、発達段階、特性等及び地域の実態等に応じて指導する。

#### (3) 指導上の留意点

##### ア 指導計画の作成

学校教育活動全体を通じて防災教育を行うため、各教科、道徳、特別活動等の指導内容、指導時数等について整理し、「防災教育に関する指導計画」を作成する。

なお、計画の作成に当たっては、児童生徒等の発達段階を踏まえ、学校や地域の実態に即して立案することが大切である。

##### イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるためには、教職員の共通理解を十分に図り、校内組織・指導体制を確立するとともに、保護者や地域の関係機関等との連携を図る必要がある。

##### ウ 教材等の整備

防災教育を効果的に進めるには、児童生徒等の意識化を図るために資料が不可欠であり、特に視聴覚教材や地域に関連した資料の活用は効果的である。

また、消防署の「起震車」や「煙ハウス」等の活用も児童生徒等にとって疑似体験として効果的なものとなる。

##### エ 児童生徒等の防災能力を高めるための工夫

防災教育においては、単に児童生徒等の知識のみを高めるだけでなく、個々に安全のための的確な判断力や行動力をも高める必要から、授業の中に児童生徒等の主体的な活動の場を十分に確保することが重要である。

##### オ 防災教育の評価

防災教育をより充実したものとするためには、指導計画、指導方法等について、実践後の児童生徒等の変容を十分に踏まえ、客観的に評価し、改善していく必要がある。

※ 防災教育については、小・中・高等学校における学級活動（ホームルーム活動）例（資料編 P57, 60, 62）を参照のこと。

#### (4) 避難（防災）訓練の充実

学校における防災教育を考えるとき、学校は、児童生徒等が集団で学習し、生活を営んでいる場であるという特質にかんがみ、災害時に児童生徒等の集団が安全に避難できるよう、日ごろからの避難訓練が重要である。このために以下の点に十分留意し、避難訓練を改善充実していく必要がある。

（避難訓練の指導例は、資料編 P56, 58, 59, 61～63を参照）

#### ア 学校での避難訓練の改善

学校での避難訓練は、災害時に安全に避難できる態度や能力を体得し、防災教育の指導内容について実践的に理解を深める場として極めて有効である。このため、地域や学校の実態に応じて、避難訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、実施の方法等について計画を立て、年間を通じて計画的に実施することが必要である。

その際、あらゆる場面を想定して行うことが必要である。特に、学校の立地条件を考慮に入れるることは、避難訓練を実施する上で重要なことである。

また、訓練が形式的に済まされることのないように地域の消防署等との連携を図って緊迫感や臨場感を持たせたり、あらゆる可能性を想定して、教職員や児童生徒等の負傷や学級担任の不在の場合などにおける対応なども含めて実践的な訓練を行う工夫が望まれる。

そして、訓練を一層効果的にしていくためには、人員把握、安全確認、指示の方法、避難に要した時間、避難場所・経路の選定、児童生徒等の避難行動時の状況等について、訓練後に教職員や時には専門家による評価を行い、その後の訓練に生かすことが必要である。

#### イ 家庭等、地域社会と連携した防災（避難）訓練の推進

児童生徒等の登下校時における避難訓練の効果を高めるため、家庭や地域の防災システムと連携しながら実施することが必要である。

また、阪神・淡路大震災では、学校が地域の避難所となったことや電話回線の寸断により学校と家庭の連絡が困難になったことなどにかんがみ、地域ぐるみの防災（避難）訓練を実施し、災害時の対応について訓練を積んでおくことも必要であることから、県・市町村等が行う「総合防災訓練」などへの積極的な参加協力が望まれる。なお、地域の消防署などの防災施設の見学や体験活動なども広い意味での防災教育を充実する上で有効である。

#### ウ 避難（防災）訓練実施例

- ・地震の効果音を使った避難訓練
- ・予告なしの避難訓練
- ・保護者への児童生徒等引き渡し訓練
- ・救助袋を使った避難
- ・起震車を使った震度体験
- ・煙体験室を使った避難訓練
- ・負傷者を想定した応急処置訓練
- ・消火器を使った初期消火訓練
- ・書類搬出訓練

#### ※・ワンポイント避難訓練等

※ワンポイント避難訓練について（資料編P59を参照）

学校での避難訓練は、通常学校行事で行うことが多く、それなりの時間等也要することから、

年間の訓練実施回数にもおのずと限りがある。そこで、避難訓練のある一部分のみを取り上げ、例えば、地震発生から第一次避難行動（教室では机の下に潜る）までを行うもので、この方法は、短時間でしかも様々な場面で実施することができ、また頻繁に実施できることから、児童生徒等へ安全な避難行動の定着を図る上で効果的である。

## エ 災害時における安全確保のために

災害時において、児童生徒等の安全確保を図るため、平素からの指導及び備えとして、次のような取組みが大切である。

(ア) 避難経路や避難場所を児童生徒等へ徹底させるため、教室・廊下等へ経路図を掲示する。

(イ) 園児・児童には、日頃から避難の際の約束が守れるよう指導の徹底を図る。

（例）「お・か・し」

「お」……押さない、 「か」……駆けない、 「し」……しゃべらない

(ウ) 防災頭巾を整備する。

※平成7年度末までの防災頭巾整備状況（平成8年9月調査より）

公立幼稚園 （全員に持たせている 139園／169園中 82.7%）

公立小学校 （全員に持たせている 804校／839校中 95.8%）

(エ) 各教室へ教師用の非常用持出袋を整備する。

※袋の中の具体的用具

・児童生徒名簿（緊急連絡先も記載）……避難後の点呼確認に必要。

・笛（ホイッスル）……緊急時に警告等の合図に使用。

・メガホン……大勢の中で指示等を与える際に効果的。

・学級旗……避難場所において、学級の位置を示す上で効果的。

・その他……応急処置に使用する、絆創膏、三角布、包帯等。

(オ) 学校用防災備品を整備する。

・ハンドマイク ・応急医療薬品 ・器具 ・ヘルメット ・バール及び大ハンマー等

(カ) 通学路防災マップを作成・掲示する。（P22を参照）

通学途上で発災した際の安全確保のために、各自の通学路において、どこにどのような危険が潜んでいるか平素から熟知させておく必要がある。また、同時に万が一地震が起きた際に避難場所に適した場所を知っておくことが大切である。

（ビル、ブロック塀、ガソリンスタンド、ガスタンク、崖等をはじめその他の危険箇所）

## オ 児童生徒等の引き渡し訓練実施上の留意点

大地震等の災害発生に伴い、児童生徒等のみでの下校が危険と判断される場合や「警戒宣言」の発令された場合には、児童生徒等を保護者へ引き渡すことが必要となる。

その際、混乱を防ぎ、事故なく安全に児童生徒等を引き渡すためには、平素からの訓練が大変重要である。そこで、引き渡し訓練を実施する上で、次のような点に留意することが大切である。

- (ア) 実施に当たっては、児童生徒等には勿論のこと、保護者に対しても訓練の趣旨を十分に理解されるよう事前の準備（説明等を含む）を念入りに行い、徹底を図る。
- (イ) 訓練により、親子等で一緒に下校する際に、通学路における危険箇所を確認するとともに、場合によっては、親子での落ち合う場所を決めたりすることも効果的である。
- (ウ) 訓練の実施日は、学校や地域の実情に応じて設定することになるが、保護者の仕事の都合上土曜日に開催している例が全体的に多いようである。
- (エ) 児童生徒等を保護者等へ間違いなく引き渡すために、「引き渡しカード」を作成し、活用すると効果的である。
- (オ) 家庭の事情により、訓練に保護者等が参加できず引き渡しのできない児童生徒等については、学校で一時保護し、訓練終了後に各地区ごとに担当教師が引率し、集団下校とする。
- (カ) 「引き渡しカード」の様式は、各学校の創意工夫によるが、参考例として次ページのようなものが考えられる。

ただし、実際の災害時に保護者が「引き渡しカード」を持参するには、勤務先をはじめ常に携帯しておかなければならず、また学校側においても引き渡しの際、記録に手間取ることが予想されることから、年度当初に「引き渡しカード」を保護者から提出願い、別記のような「引き渡し一覧表」を作成し、災害時に備えることがより機能的と考えられる。

児童（生徒）引き渡しカード（例）

○○○市立△△△小学校

在 校 者		年 組	児童（生徒）氏名		血 液 型
		2年3組	千葉次郎		A型
(兄弟姉妹)		5年1組	千葉一郎		A型
現住所		○○○市△△△1-2-3		地区名	☆☆☆地 区
保 護 者	父 千葉益夫		連絡先	自宅☎ 043-△△△-1234	
	母 千葉花子			緊急連絡先	
	引受け人氏名		続柄	備考欄	
1	千葉花子		母		
2	千葉浪平		祖父		
3	千葉益夫		父		

(注)

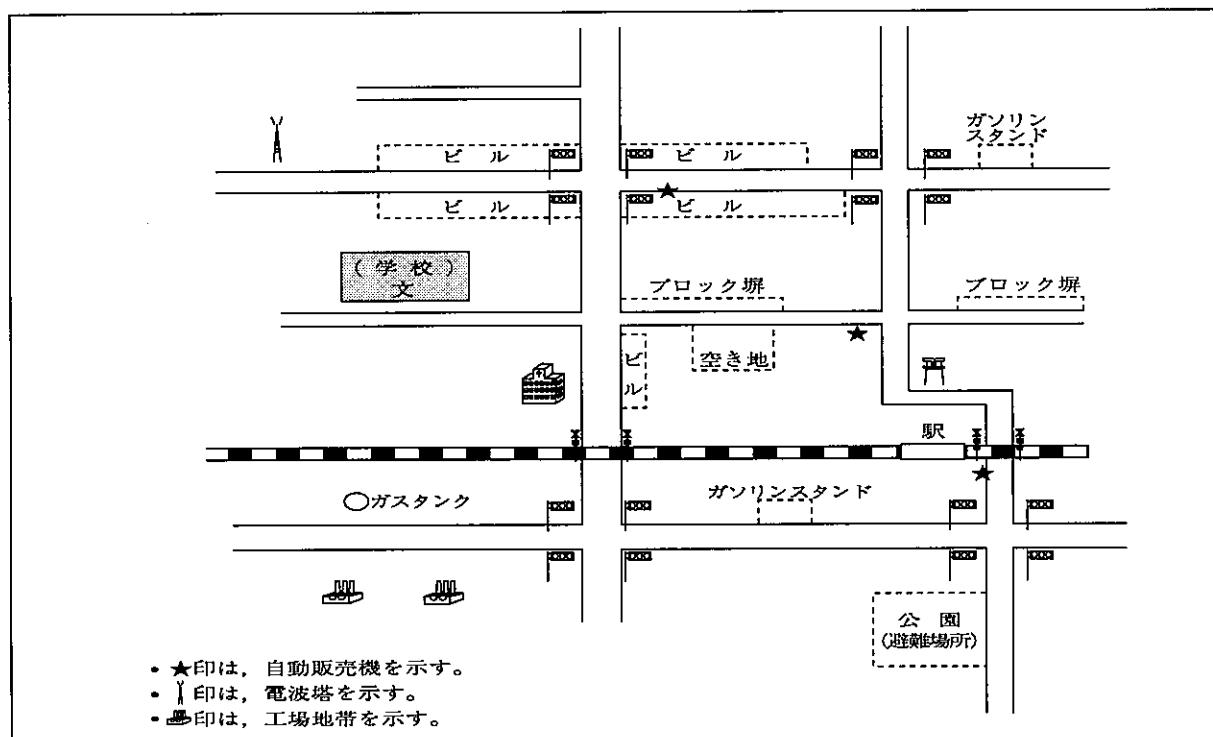
- 1 在校者の欄には、本校に在籍している兄弟姉妹について、低学年から順に記入してください。
- 2 緊急連絡先の欄には、災害時に家庭へ連絡がつかない場合の予備の連絡先を記入してください。
- 3 引受け人氏名の欄は、災害時に迎えにこられる優先順に記入してください。
- 4 万が一の災害時には、保護者が引き取りにこられるまで、お子さんは学校で保護しております。

## 児童（生徒）引き渡し一覧表（例）

△△△小学校 2年3組

No.	児童氏名 チェック欄	引き受け人			緊急連絡先	備考欄 (兄弟姉妹の所属等)
		第1	第2	その他		
1	千葉 次郎 □	母	祖父	○○○		(一郎 5年1組)
2	□					
3	□					
4	□					

## 通学路防災マップ（例）



☆通学路防災マップの作成に当たって

- ① 危険箇所を明記する。……例一ブロック塀、電柱及び電線、ビル（ガラス張り）、ガスタンク、ガソリンスタンド、橋、自動販売機、鉄塔、川、崖等
- ② 避難場所を明記する。
- ③ マップを各家庭へも配布して保護者に知らせるとともに、親子で万が一の災害時にどこで落ち合うか場所の確認しておくことも大切である。

## 4 家庭・関係機関等との連携

学校は、児童生徒等の在校中に大地震等の災害が発生した場合、あらゆる手段を尽くし、児童生徒等の生命の安全確保に努めなければならない。しかし、地震は災害の特性から、学校だけが被害を受けることは希であり、地域災害の様相が想定できる。

したがって、保護者や関係機関との連携をなくして児童生徒等の安全確保は困難となる。また、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」の例からも、学校が避難所となることが考えられる。

このようなことから、災害時に備え、学校は平素から保護者や関係機関との連携を十分に図っておくことが重要である。

### (1) 市町村当局との連携

市町村当局（災害担当部局。特に災害時には災害対策本部）や教育委員会と学校は連携を密にして、平素から管理体制を整えておくことが大切である。特に、これらの行政機関は、それぞれの地域の特性から「地域防災計画」を持ち、地域防災体制の組織を特設し、地域災害から住民を保護している。当然のことながら、学校もその管理下に入り、災害が発生した場合にはその指揮下に入る。

したがって、学校は、この「地域防災計画」をよく理解し、その組織下で連絡調整が機能的になされることが必要である。また、先に述べたように地域災害に際し、学校は避難所となる場合もあり、備蓄用品の保管場所ともなり得る。これらのことと踏まえ、学校は行政機関の計画の内容を理解し、必要に応じて指示を受け、学校防災の管理が十分に果たせるようにしておくことが必要である。なお、連携を図る上で、次のような事項については、特に留意する必要がある。

ア 学校は、災害時において、教育機能の回復等に必要な情報のみならず、地域の被災状況、救援・救護の情報、被災者の安否情報等についても受・発信できるような情報連絡体制を確立しておくことが重要である。考えられる具体的手段としては、電話回線の他、ファックス、防災無線、パソコン通信等可能な限り多チャンネルを用意しておく。（なお、学校に近い防災行政無線基地を把握しておくことも重要である。資料編 P64を参照）

イ 学校が避難所となった際の学校の役割を明確にしておく。

ウ 学校に備蓄倉庫が設置されている場合、災害時の対応について明確にしておく。

### (2) 警察署、消防署、保健所などとの連携

学校は警察署、消防署、保健所などの関係諸機関に連絡すべき事項、協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めて措置する必要がある。

特に、学校における防災対策推進の上で消防署は、平素の避難訓練、消火訓練等の指導・援助には不可欠であり、また災害時の救援・救助等の要請も考えられる。

(3) 家庭や地域との連携

学校は、平素から学校防災の方針や計画について保護者や地域に知らせ、これらの理解を求め、協力を得るようにする。例えば、災害発生時における学校の措置、避難場所、管理・救護体制、児童生徒等を保護者へ引き渡す方法などをあらかじめ示し、その協力を得るようにする。